御小納戸日記」にみる名古屋城二之丸御庭の改造

木村 慎平

徳川斉朝御小納戸日記名古屋城二之丸庭園

はじめに

(一) 課題

核とする中国風の庭園であった。れたとされる。義直の時代の御庭は、儒教聖人を祀る「御祠堂」を中て利用された。その北側に隣接する広大な御庭も、義直の時代に設けら本丸御殿から移徙して以後、幕末に至るまで尾張徳川家当主の居館とし名古屋城二之丸御殿は尾張徳川家初代義直が元和六年(一六二〇)に

間の変遷については史料が乏しく不明確な点が多いものの、 ている。 こには築山や池の間を縫うように園路が通り、 屋市蓬左文庫蔵)と「尾二ノ丸御庭之図」 よる改造を経た御庭の姿を描いたとされるのが、「御城御庭絵図」 一八〇〇〉~文政十年〈一八二七〉)に大きく手を加えられた。 だが、この御庭は尾張徳川家十代斉朝の時代 義直の時代と斉朝の時代には百五十年以上の開きがあり、 随所に茶屋が設けられた池泉回遊式の広大な和風庭園が描かれ (徳川美術館蔵)である。 四季折々の樹木や草花に (藩主在任:寛政十二年 斉朝による 斉朝に (名古 そ

ない。御庭の砂造が、この御庭の歴史における大きな画期となったことは疑い

て検討が進められている。なった。また、御庭改造後の利用実態についても、白根孝胤氏によっ較検討が進められ、二之丸御庭に関連する絵図類の所在はほぼ明らかに整備に関連して、近年「御城御庭絵図」をはじめとする絵図の調査と比をがに関連して、近年「御城御庭絵図」をはじめとする絵図の調査と比るの斉朝による御庭の改造については、名勝名古屋城二之丸庭園の

めにも、 かは、 読みとれる御庭改造のプロセスについて検討する。 する必要があるといえる。以上の課題に応えるため、 料編」として翻刻を掲載したので、 維持管理の担い手、 戸日記」に記された二之丸御庭改造に関係する記事を紹介し、そこから 必ずしも明確にはなっていない。各絵図の位置づけをより明確にするた なお、 しかしながら、 、後年の編纂物である『金城温古録』の記述をもとに推定するのみで、 「御小納戸日記」から抜粋した史料については、番号を付して「史 御庭改造のプロセスを、年代の明確な史料に基づいて明らかに 斉朝による御庭の改造がいつ、どのように行われたの 御庭の利用実態についても若干の検討を試みたい。 適宜参照されたい。 あわせて御庭改造や 本稿では 「御小納

(二) 史料

尾張藩の御小納戸が、日々の職務を記録した日記である。正確には、芸本稿で用いる「御小納戸日記」とは、藩主の側に仕えて雑務を司った「帰

たが、本稿では便宜的に「御小納戸日記」と総称する。州御留守日記」、在府中の江戸での日記を「江戸御小納戸日記」と称し藩主在国中の日記を「尾州御小納戸日記」、在府中の国許での日記を「尾

の間、 き継がれており、 日から始まる冊が現存最古である。 御小納戸日記」 御庭の改造や利用に関する記事の存在も期待される。 る御小納戸は、二之丸御殿の奥に位置する御庭の管理にも関与しており、 戸日記」 現存するなかでは元文四年 一部欠落はあるものの、「御小納戸日記」は途切れることなく書 は、 慶応四年 が最古である。 通時的な分析が可能である。 (一八六八)の「尾州御小納戸日記」である。 (一七三九) 「尾州御小納戸日記」も元文四年五月四 一方、 現存する最も新しい 正月十三日から始まる また、 奥向きの諸事を司 「御小納 江戸

(三) 対象とする年代

とが判明しているからである。とが判明しているからである。とが判明しているからである。とが判明しているからである。文化八年(一八一一)に尾張に初めて入国し、文政四年には改造後の御小納戸日記」のうち文政元年前後の時期に限定して検討したい。斉朝はもっとも、「御小納戸日記」は膨大な量の記録であるため、本稿では「御

庭の改造が文政初年前後に行われたことが推測できる。 また、以下にみるように『金城温古録』の記述からも、斉朝による御

之丸御殿古図」が掲載されている。子を描いた絵図として、①「北御庭古図』、②「御花畠御構大体」、③「二子を描いた絵図として、①「北御庭古図』、②「御花畠御構大体」、③「二『金城温古録』には、斉朝による御庭改造以前における御庭周辺の様

①は、『金城温古録』第四十四冊に掲載された御庭の概略図である。

され、 れる。 なっており、 めの施設が並んでいる。 御花畠御構には御稽古場・御矢場・御厩・御馬場といった武芸稽古のた 改造以前の姿を描いたと考えられる。一方、 東側にあたる「御花畠御構」 年代の表記は やはり御庭改造以前の姿を描いたと考えられる。 斉朝による御庭改造によって御庭に組み込まれたと考えら ないが、 茶屋等のない簡素な造りであり、 この区域は を描いた図である。 「御城御庭絵図」 2) |t 年代は 御庭 では御庭の一 の境界を隔てて 斉朝による御 これをみると、 「文政以前」と 部と 庭

いた③を見ると、 なった旨が記されている でおり、 后御築山 さらに②には、 この長局が文政の初めに南へ移され、 /南御泉水ト称」 御花畠御構の南側に、 「御花畠御構」 と記されている。 の南側に「元二ノ丸長局之所) 東西に伸びる長局が二棟ならん 同じ時期の二之丸御殿を描 跡地が 「御泉水御庭」と /文政以

関連する「御小納戸日記」の記事を紹介・検討する。 踏まえて、次節以降では文政初年前後を中心に、斉朝による御庭改造ににその南の長局のあったところまで広げられたと考えられる。この点を以上を合わせて考えると、文政初めに御庭は東側の御花畠御構、さら

斉朝入国時の記事にみる御庭の変遷

ここから御庭内の茶屋等の変遷を概観できるからである。られた。このため「御小納戸日記」にはその計画が詳しく記されており、国時には御庭内の茶屋を含む二之丸御殿各所に熨斗鮑等の床飾りが設け朝入国時における熨斗鮑や床飾りに関する記事を見ていきたい。藩主入まず、御庭の変遷を「御小納戸日記」から大まかに検証するため、斉まず、御庭の変遷を「御小納戸日記」から大まかに検証するため、斉

十月 また、 場が撤去 ③は文化十四年四月の斉朝入国直前の記事である。ここには史料①には あいだに一 の二階で酒食をふるまわれた。 き年寄衆は新御席・ るよう江戸表から伝えてきている。 を「元御稽古場之跡」および る記事である。ここには二之丸御庭の茶屋の名はみえない。 「新御席」 年寄衆が斉朝の案内で二之丸御庭を拝見した(史料④)。 史料②によれば、 史料①は文化十年に斉朝が入国する際の床飾りや熨斗鮑に関 (移転) されたことを示唆している。 連の茶屋が設けられるとともに、 「多春園」 御植木屋・玉壷亭・風信等を拝見したのち、 この直前に江戸から送られてきた八重桜と庭桜 「玉壷亭」 「風信御茶屋前」 これらの史料は、 さらに斉朝入城後の文化十四 「風信」という茶屋の名前がみえる。 御花畠御構にあった御稽古 に場所を見立てて植栽す 文化十年から十四年 一方、 多春園 このと 年 应 0 月

事から、

れる

考えられる。 えない。 みえる茶屋のうち権現山下御席・ かれているが、玉壷亭と新御席は同絵図にはみえない。 たもの 史料3年にみえる多春園・ 0 したがって文化十四年四月には、 御城御庭絵図」 風信・御植木屋は に描かれた状態には至っていなかったと 霜傑• 余芳の名前は、 部御庭の改造が進められて 「御城御庭絵図」 一方、 史料3個にはみ 同絵図 にも描

とはいえ、 前はみえないが、 傑御茶屋」 ₹料③にみえる茶屋以外に 、なくとも茶屋に関しては さらに史料⑩は文政四年に斉朝が入国した際の記事である。ここには、 の名前がみえる。 他は 「御城御庭絵図」 同絵図にはない玉壷亭の名は引き続き記されてい 「御庭御数寄屋」 同絵図 方、 に描かれた茶屋とほぼ一致しており、 に近い構成となっていたと考えられ 「御城御庭絵図」にみえる余芳の名 「権現山 下新御数寄屋」 る

> あいだに、 の改造が進められ、 以上の概観から、 そして史料③から史料⑩ (第二段階)。 御庭改造のプロセスをより詳細に検討していきたい。 御庭の改造が一定程度進められたことが予想できる これを踏まえて、 「御城御庭絵図」 まず史料① (文政四年) (文化十年) の姿に近い御庭となったと考えら 他の絵図や のあいだに、さらなる御庭 と史料③ 御小納戸 (文化十四 月記」 第一 年

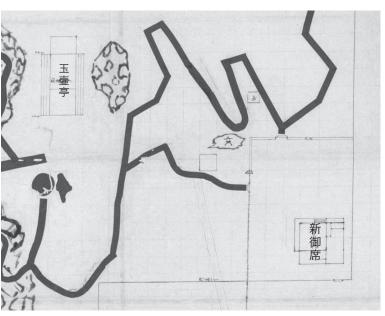
の

記

段 0

階)。

る。



二之丸御庭道及踏石図(部分) 名古屋市蓬左文庫蔵 図 1 左上に「玉壷亭」、右下に「新御席」

御庭改造の計画と絵図

庭道及踏石図」 屋市蓬左文庫が所蔵する 第一段階の御庭改造について考える手掛かりとなるのが、 である。 「御城二之丸之図」 (口絵6・7) と「二之丸御 名古

> 0 に 局

異があるものの、 墨線が現況を、 置する御殿の一部が描かれている。 している。 築山は破線で示されており、 城 「二之丸御庭道及踏石図」は、 一之丸之図」 両図を比較すると描かれた範囲に違いがあり、 朱線が計画を示していると考えられる。 建物の位置と名称はおおよそ一致する。 は、 御庭全体と御花畠御構、 これらも計画を示している可能性がある。 線は墨と朱で描き分けられており、 御庭内の道と踏石を黒い貼紙で示 そしてその南側 またいくつかの 園路等にも差 に位

局を御 図や 同じ名称の築山が記されており、 ている。 東に玉壷亭が記されている。 そこでまずは両図における御庭の範囲をみると、先にみた また、 そして突出部の東南隅に、 「二之丸御庭道及踏石図」 「御城二之丸之図」 両絵図に共通して西南隅に多春園、 殿南側の空間に移し、 「御花畠御構大体」と比較して、 玉壷亭の位置は 「御城二之丸之図」 「御城御庭絵図」における余芳の位置と重なる。 の 朱線部分をみると、 これらの茶屋は、史料③④の記述と一致し 長局の跡地に御庭を広げる計画がみてとれ には、 では 「御城二之丸之図」では 両絵図の関連をうかがわせる 「新御席」が記されている いくつか 御庭が東側に大きく突出して 中央南側に風信、 「尾二ノ丸御庭之図」 御庭の南側にあった長 「御席」 そのやや北 「北御 $\widehat{\mathbb{Z}}_{\stackrel{\circ}{l}_{\circ}}$ (巻頭図 庭古

庭之図」) かしながら、「御城二之丸之図」と には大きな違いも存在する。 まず 「御城御庭絵図」(「尾二ノ丸御 「御城二之丸之図」 では長

れてい

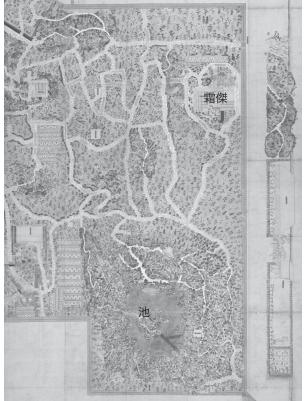
ない。

文化十四年以降における御庭拡張と築山整備の初期段階における計

画を

以上を踏まえると、「御城二之丸之図」と「二之丸御庭道及踏石図」

けると、 面に御庭を広げる計画はみえず、 を広げて 列記され に池が描れ 池 0 跡地 の周囲に築山が描かれるが、 「御城御庭絵図」にある栄螺山が、 るのみである。 かれている に園路の 「霜傑」 が設けられているが、 み が描 (口絵6.7、 次に、「御城御庭絵図」 かれている 霜傑も描かれていない。 「御城二之丸之図」では築山の名前 図2)。 「御城二之丸之図」 御城御庭絵図」 また「御城御庭絵図」 「御城二之丸之図」 では北東方面にも御 西側に目 では同 に は は描 ではこ じ場 北 東方 [を向 所



(部分)

名古屋市蓬左文庫蔵 図 2 御庭の東側。南に池、北東に「霜傑」が見える。

54

記した絵図だと考えられ

文政元年の長局移転と御庭の拡大

化十四年三月以降に進められたことが明らかとなった。この作事が行わ れた時期を具体的に裏付ける記事が史料⑪である。この記事は文政元年 した事項を記したものである。 (一八一八) 七月十七日に、 ここまでの検討によって、 側用人の小瀬新右衛門が御小納戸に申 御殿長局の移転をともなう御庭の改造が文 -し渡

戸表」からの指示は斉朝の指示を意味すると考えてよいだろう。 作事に取り掛かろうとしたことがわかる。 広場へ引き移し、 この史料から、二之丸御殿 その跡を御庭とする旨が、 (御城) の広敷長局を大奥対面所南の御庭 当時斉朝は江戸におり、 江戸表から命じられ、 早速 江

之図」はこのときに作成された計画図と考えられる。 この記述は「御城二之丸之図」の朱書とも符合しており、 ており、ここに長局を移して、 建っていた。史料⑪で長局の移築先とされる「大奥御對面所南御庭廣場」 (口絵6・7)をみるとわかるように、 ここにみえる「御廣敷長局」は、 史料⑫では「金之御間前御庭」と呼ばれている。「御城二之丸之図 長局跡を御庭にしようとしたのである。 先にみたとおり御花畠御構の南隣に 金之御間の南側は開けた空間になっ 「御城二之丸

8)。「御屋形」 が文化元年七月に亡くなるまで居住していたが、 付御屋形内土為堀取候筈」である旨を作事奉行にかけあっている これと前後して、五月二十九日には、 ここには尾張徳川家九代宗睦の養子・治行の正室である聖聡院 とは、 二之丸東大手を出てすぐにある三之丸内の屋敷で 御小納戸が 以後は空き家になって 御庭御手入御用ニ (史料

> ろう。 の造成などが進められていた可能性が高い。 の土砂搬入に関する記事がみえ、長局移転を命じられる以前から、 た。14 さらに六月十一日・二十七日 このため御庭手入れに必要な土砂をここから掘り出 (史料9⑩) にも御屋形から御庭へ したのであ

作事の担い手への褒賞と手入れの多忙化

兀

要するに、 績を認められて褒賞を受けたのである。とすれば、 築山御用」 の作事がかなりの程度進展していたと考えられる。 とは長局を移転した跡地に新たに設けられた御庭を指すと考えられ、「御 次郎助に金壱分が下賜されたことは注目される(史料⑬)。「局跡新御 跡新御庭御用御簗山御用等引請骨折相勤候」という名目で、 ے ののち御庭の作事に関する記事は途切れるが、 も二之丸御庭における築山の造成を指していると思われる。 谷次郎助は文政元年に行われた二之丸御庭の改造における功 この時までには御庭 文政二年正月に 御庭預の谷 庭

重である。 丸御庭の改造を見据えた異動であろう。 を引き連れて到着している (史料⑥⑦)。 また、この記事は御庭改造の担い手を具体的に記した史料としても貴 谷次郎助は文政元年四月に江戸から尾張へ、 時期的にみて、 おそらく二之 配下の者二名

助 年 年 同 庭足軽から御庭之者頭となっている。 の祖父) 1.九年十二月朔日に御庭預本役となった。 谷次郎助は文化六年十二月二十八日、 (一七九六) 二月には御庭預となっている。 (一七八一) 文右衛門(のち覚兵衛)も、 四月に御庭之者頭並として切米七石を与えられ、 つまり、 宝暦四年(一七五四)二月に御 御庭預並として召し抱えられ、 次郎助の父覚兵衛も安永十 さらに覚兵衛の父 谷家は遅くとも次郎助 寛政八 (次郎

てきた家系である。 祖父文右衛門の代から、尾張藩において代々御庭に関わる役目を果たし

ば、その経験が二之丸御庭の作庭にも活かされた可能性がある。ド山荘という広大な御庭を整備しており、将軍や諸大名との饗宴の場としても用いられた。谷が江戸でどのような役目を与えられていたのかはる。尾張藩では上屋敷である市谷邸に楽々園、下屋敷である戸山邸にまた先にみたように、谷次郎助が江戸詰めを経験していた点も注目さまた先にみたように、谷次郎助が江戸詰めを経験していた点も注目さまた先にみたように、谷次郎助が江戸詰めを経験していた点も注目さまた先にみたように、谷次郎助が江戸詰めを経験していた点も注目さまた

庭の改造を担った人々に対して広く褒賞が行われたと考えられる。 理由に、 御掃除等骨折」を理由に褒賞金を下賜されている。前年中に行われ 除之者」のうち「御植木懸」三人が「御植木御鉢物御手入方等骨折」 わる人々が広く褒賞を受けていたことがわかる。 史料⑬に戻ると、文政二年正月には、 さらに のうち組頭三人が 「御庭御掃除之者」十六人が「人少ニ候処 「御庭御用常と骨折」を理由に、 谷だけでなく御庭の手入れに関 具体的には 御慰御用并 「御庭御 「御庭預支 た御

在国中と同じく十人体制とするよう要望したのである。

斉朝の帰国が四月二日に迫り、その「待請御用」のため人数が不足し、の増員を要求した。斉朝の留守中には中間五人で掃除等を行っていたが、の増員を要求した。斉朝の留守中には中間五人で掃除等を行っていたが、らもわかるように、手入れの人員には不足が生じていた。史料⑭によれらもかるように、手入れの人員には不足が生じていた。史料⑭によれるして「御庭御掃除之者」の褒賞理由に「人少ニ候処」とあることか

第一に、去年以来御庭が広げられ築山や植え込みが多くなり、掃除に手三月十三日に再度中間三十人の増員を要望した(史料⑮)。その理由はだが、それでも御庭の手入れは追いつかなかったようで、御小納戸は

る。 「関も斉朝が二之丸御庭について頻繁に指示を出していた様子がうかがえり、掃除に手が回らなくなっていることが指摘されている。江戸にいるについて江戸表から頻繁に指示がくるため、その対応にかかりきりにな間取っていることが指摘されている。そして第二に、「御庭向御手入方」

はっきりと指摘されている点は興味深い。た。斉朝の「御庭向御物好」によって御庭の手入れが多忙化したことがが多忙になっているため、御用人に対して中間六人の受け取りを要望し四年七月、御小納戸は、「近年御庭向御物好等」により御庭御掃除之者の主うした状況は、斉朝入国後も継続していた。史料図によれば、文政

五 馬場の移転

馬場については『金城温古録』 が多く残されている。 記されているが、その後の動向に関する記事はみつからなかった。 かれている 古場と矢場については た稽古場・矢場・ 「御稽古場場所替」について江戸表から申し伝えてくるはずである旨が 御 .庭を御花畠御構の方面に拡大したことにより、 馬場も撤去 「御小納戸日記」 「御城御庭絵図」をみると東側の外縁土居際に描 (移転)されたと考えられる。 および には、 「御小納戸日記」に関連する記述 先にみた史料⑪の後段に、 もともとここにあ このうち稽 一方、

では、もともと馬場のあった場所は東側外縁部分の通路となっており、作の御事あるに因て此所御植溜と成」という。たしかに「御城御庭絵図」年に「下御深井松山の西」へ移され、跡地は「此頃、此辺に御築山御庭『金城温古録』「二之丸編四 御花畠御構部」によれば、馬場は文政三

められたことがわかる(史料⑲)。 場の普請に用いる砂や芝の運搬に関する記事がみえ、予定通り移転が進 同年七月二十三日には普請奉行と作事奉行による移転先の見分が行われ 御深井御庭 でに馬場は撤去されて馬場御殿 土居際には北側 (史料⑰)。]時期 移転先は「樅花壇之内」 0 (下御庭)への移築に向けた準備が進められていた(史料⑥)。 「御小納戸 そして同年十一月三日から馬場の移転に取り掛かること いから |順に植栽のある築山・稽古場・矢場が 日記」をみると、 (「御立間」「馬見所」) も解体され、 とされた (史料®)。 文政三年六月二十四日には、 同月五日には馬 か れてい る 下 す

ば、樅花壇の場所は蓮池の北西移転先を「樅花壇」としている。 えられる。 政三年中頃までに撤去され、 『金城温古録』 樅花壇の場所は蓮池の北西辺りである。 「御深井御庭編」にも、この馬場についての記述があり、 同年中には下御深井御庭に移転されたと考 同書の挿図 「御深井御庭大体」 以上のように、 馬場は文 によれ

の再建について詳述している。 召合御門内御馬場御築立等 ているが、 止されて、 下御深井御庭に移転した馬場 年卯春、 わち嘉永三年 なお、『金城温古録』「御深井御庭編」 同じ『金城温古録』「二之丸編四 『に再建されたことは確実であろう。 松山西を止められて又爰に御復築仰付らると聞えし」とあり、 二之丸に再建されたとある。『金城温古録』 天保十四年の (一八五〇) 「尾州御留守日記」 に廃止されて元の場所に復旧したとする。 (松山西) したがって天保十四年に馬場が二之丸御 が含まれており、 御花畠御構部_ は天保十四年 は、 には この馬場は斉朝没後、 「向御屋敷御厩御取建 「召合御門内御馬場」 (一八四三) には の記述は矛盾し 「天保十四 に廃 すな だ

六 二之丸御庭の利

この点についてはすでに白根孝胤氏の研究が存在するが、ここでは新た に発見した御庭改造前後の時期の事例を中心に紹介したい。 最後に、 斉朝による二之丸御庭の利用に関する史料をみていきた

御用人衆もこれに準じて同様の饗応を受けた(史料⑤。 れ き御庭拝見は延期となった)。 先にみたように文化十四年四月十日には、 多春園 梅之間から御庭に入って新御席 一階で酒食の饗応を受けた ・御植木屋・玉壷亭・風信等を拝見 (史料④)。 年寄衆が斉朝の御前 翌文政元年二月には ただし雨天につ へ召

催された。 された。 て菊花御覧が催され、 白根孝胤氏によれば、 さらに文政六年には同様に桜の花見が行われ、 これらの機会には家臣へ植木の下賜も行われたという。 菊花壇を眺望できる霜傑御茶屋において饗宴が催 文政四年十月には奥向きの家臣や年寄衆を招 多春園で饗宴

ば、 御小納戸から奥坊主組頭などへ申し伝えている。「如例申談」とあるので、 現山下新御数寄屋」) 茶事は頻繁に行われていた可能性もある。 文政四年七月、 記の饗宴は霜傑と多春園で行われたが、史料②は権現山、 権現山下御席において茶事を催すため準備するよう を利用した茶事に関する記事である。 下御席 これによれ (権

権現山裏や赤松山から見下したとき目障りになるので、 御庭を廻る時間と、 が いた様子がうかがえるのが史料倒である。 .無いよう日雇共へ申し聞かせるようにと、 方、こうした催しの機会以外でも、 申 伝えたという。 日雇の者が引き上げる時間とが重なるため、 これは斉朝が毎夕のように御庭 斉朝が日常的に御庭を回遊して これによれば、 御小納戸から日雇頭と黒鍬 を回遊して そのようなこと 夕刻に斉朝 ζ ý

からこそ生じた問題であったといえる。

②は斉朝が頻繁に御庭へ足を運んでいた様子をうかがわせる貴重な史料 庭の回遊は日記に記されることもなかったであろう。 に対して、二之丸御庭へは御殿からすぐに足を運べるため、 を除き、ほとんど記されていない。 れる一方、二之丸御庭への御成の様子は、 であるといえる。 て石垣を下り、 |御小納戸日記」には下御深井御庭への御成についてはたびたび記さ 水主や鷹匠の手配など種々の下準備を要したと考えられる。 水堀を舟で渡る必要があり、 下御深井御庭への御成は 家臣や女中を招くような催 しばしば鷹狩りも行われる その意味で、 日常的な御 埋門を通 史料 これ

おわりに

このときに作成された計画図であることが推定できた。 府中の斉朝) 改造が行われ、 史料⑪によって、 第二段階の改造が進められ、 壷亭・新御席・風信 確になったと考える。 本稿の検討により、 「御城御庭絵図」の姿に近い御庭となったと考えられる。 から命じられたことが明確になり、 御庭が北東方面にやや拡張されるとともに、 文政元年七月に長局の移転と御庭造成が、 ・御植木屋などが設けられた。さらに文政元年か まず、 斉朝による御庭改造のプロセスはかなりの程度明 長局を移転して跡地を含む東側に御庭が拡 文化十年から十四年のあいだに第一 「御城二之丸之図」 江戸表 多春園・玉 一段階の 特に 在 は

認できた。馬場の移転が確認できるのも文政三年であり、部分的には御ており、「御城御庭絵図」のとおりの姿にはなっていなかったことも確一方で、文政四年の段階でも余芳が存在せず、いまだ玉壷亭が存在し

今後は文政四年以降の状況についても検討を進める必要がある。庭の改造は、文政元年以降の数年にわたって行われ続けたと思われる。

は今後の課題としたい。は今後の課題としたい。にのはは今後の課題としたい。とのははじめとする作庭や御庭管理に関わる人々についてはこれまでほとんどだが中間の増員などの対応に追われる様子も明らかとなった。御庭預をおいまって御庭改造の担い手として御庭預谷次郎助の存在が明らかに加えて、本稿では御庭の改造や手入れの実態についても検討した。こ

はえる。 また、御庭の手入れに関する史料から裏付けることができたと
のように御庭を廻っており、日雇が築山からの眺望の妨げになることが
のように御庭を廻っており、日雇が築山からの眺望の妨げになることが
のように御庭を廻っており、日雇が築山からの眺望の妨げになることが
おた。斉朝の「御庭向御物好」によるものであった。斉朝は毎日
いえる。

の関わりをさらに検討する必要があるだろう。隠居後の時期まで含め、下御深井御庭をも視野に入れて、斉朝と御庭と長かった。このため名古屋城における御庭の変遷を明らかにするには、嘉永三年に歿するまで名古屋に居り、その間の藩主は江戸在府の期間が斉朝は文政十年に隠居したのちも下御深井御庭西側に新御殿を設けて

註

- 1 二之丸御庭の起源については井上光夫『中御座之間北御庭惣絵考 における庭園の変遷』(名古屋市教育委員会、二〇一三年)を参照 名古屋城二之丸創建期
- 2「中御座之間北御庭惣絵」(名古屋市蓬左文庫蔵)は、義直の時代の御庭を描いたとされる(井
- 3 この庭の旧跡は現在「名古屋城二之丸庭園」として国の名勝に指定されているが、 用いるとやや分かりにくい。そこで本稿では便宜的に、 この御庭の歴史的な位置づけを反映した呼称ではあるが、 称がみられる。それぞれ「御殿(あるいは二之丸)の北の御庭」 解を招く恐れがある。一方、江戸期の史料では「北御庭」「御城御庭」「上御庭」などの呼 囲には近代の作庭部分を含むため、「二之丸庭園」の呼称を江戸期の庭を指して用いると誤 いは文脈上明らかな場合は単に「御庭」と呼称する。 「下御庭=下御深井御庭に対する上御庭」という意味で用いられたと思われる。 江戸期の庭を「二之丸御庭」、ある その前提を抜きにしてそのまま 「御城=二之丸御殿の御庭 それぞれに
- その成果は『名勝名古屋城二之丸庭園保存管理計画書』(名古屋市市民経済局文化観光部 二〇一三年)などに反映されている。 名古屋城総合事務所、二〇一三年)、『巨大城郭 名古屋城』(名古屋城特別展開催委員会、
- 5 白根孝胤「近世後期における尾張家の植栽空間と大名庭園」(徳川林政史研究所『研究紀要』 究紀要』第四八号、二〇一四年) 第四四号、 二〇一〇年)、同「名古屋城庭園の植栽空間と徳川斉朝」(徳川林政史研究所 研研
- 6 小納戸を統括する御小納戸頭取は寛延元年(一七四八)十二月に設置され、 『名古屋市史 高は三百石であったとさる。 政治編二』(名古屋市役所、 一九一五年)一五頁。 御小納戸は約七十名、 総員十名で役 御
- なお、藩主在国中の江戸での日記は存在しない。また、藩主在国中にもかかわらず標題が「尾 州御留守日記」となっている場合もある。
- 8 井上光夫氏は「斉朝が庭園の大改造に着手するのは、早くても斉朝が成人する文化五年」 えにくいため、 九四頁)としているが、斉朝が御庭を実際に見る以前に改造に着手したとは考 斉朝が初めて入城した文化八年以降と推測した。 弁
- 9 『金城温古録』(三)二七六頁 (名古屋市教育委員会。 以下、『金城温古録』を引用・参照す

名古屋市教育委員会から刊行された活字本の巻次(一~四)と頁数を示す) る場合は、 名古屋叢書続編の第十三巻~第十六巻として、 九六五年から六七年にかけて、

- 10 『金城温古録』(三) 六八頁。
- 11 『金城温古録』(三)三六一頁。
- 『金城温古録』(四)二二三~二二七頁、三二六~三三七頁

13 12

14

- 『金城温古録』(四)二二五頁。聖聰院については『名古屋叢書三編 (名古屋市教育委員会、一九八八年) 一四九~一五〇頁。 第 巻 尾張徳川家系譜』
- このほか、「御城二之丸之図」には、築山や茶亭に「(人名)持」というような注記がされており、 おそらく担当した職人を記したものと思われる
- 「藩士名寄」(名古屋市蓬左文庫・徳川林政史研究所蔵)。

15

- 16 『名古屋叢書三編 第十四巻 金明録』 (名古屋市教育委員会、 一九八六年)三九四頁。
- 17 御小納戸頭取が命じており(史料②)、 文政四年七月十八日には、召合御門内の御庭と外縁を区画する高塀にできた三ヶ所の窓に 場が設けられていたと考えられる。 ついて、外縁を藩主が通行する際や稽古場への御成の際には窓に蓋をするよう御庭預らに このときまでには二之丸御庭の東外縁に新たな稽古
- 『金城温古録』(四) 三五~三七頁。

18

20 19 『金城温古録』(三)七一頁。

『金城温古録』

(四) 六~七頁。

- 21 『金城温古録』 (三) 七一頁。
- 22 再建された馬場の様子は「御城図面(二之丸御殿)」(名古屋市蓬左文庫蔵)に描かれている。 この絵図は御殿長局の位置と形状から天保十三年以降の成立と推定されるが、 が設けられている。 の東側外縁部分を見ると、 貼紙で南北に長い馬場の姿が描かれ、 その中央西側に 二之丸御庭 「御覧所」
- 23 白根前掲「名古屋城庭園の植栽空間と徳川斉朝
- 24 性がある。 転したことが記されている。 『金城温古録』(三、二八四頁~二八五頁)には御庭にあった ると、文政六年時点でもいまだ この点の検討も今後の課題としたい 「御城御庭絵図」には 「御城御庭絵図」のとおりの姿にはなっていなかった可能 「聖堂」が描かれていないことを踏まえ 「聖堂」を文政六年に撤去・移

史料編

凡 例

- ・「尾州御小納戸日記」「尾州御留守日記」(徳川林政史研究所蔵)のうち、 名古屋城二之丸御庭に関連する記事を抜粋し、翻刻した。 文化十年~文政四年(請求番号:尾二 - 五四~五八)の間における
- ・各記事の冒頭に、通番と記事の年月日を付した。
- ・用字、行送りは原則原本の表記にしたがった。
- 頭注は該当箇所の後ろに 〈頭注〉と記して「」内に記した。
- 人物のうち当時の役職がわかる者はルビで ()内に注記した。

1 「尾州御小納戸日記」 文化十年四月十三日条

左之通御賄方江申談候

中御座之間

御熨斗鮑

御着座之上指上候御のし壱飾

御手熨斗七手添壱飾

御焼火之間

御熨斗鮑

但御手のし弐手添壱飾外ニ

指上候御のし無之

梅之御間

同断

桜之御間 御床飾

御湯殿

御舩

御熨斗鮑

四飾

御熨斗鮑

弐筋壱飾

御数寄屋

〆八飾相廻候事

「尾州御留守日記」文化十四年三月六日条

左之通江戸表ゟ申来候

八重桜 一 鉢

庭桜 二本

右者元御稽古場之跡風信

候様杦山源六郎ゟ申来候 御本瀬戸頭取) 御茶屋前御場所見立為植

江戸表御庭預ゟ此表同役へ 但此外ニも相廻候御植木之儀ハ

御舩

飾

但

同断

但

御瓶子一對添

桜之御間南御庭御腰懸

但

御熨斗二筋結ひ御硯蓋 "載

委細申越候筈

3 「尾州御留守日記」文化十四年三月二十八日条

左之通御賄頭江申談置候処今朝

相廻候

中御座之間

御間とと御飾之儀ハ左之御間計

但御硯蓋ハ役所ゟ出ス

御湯殿

飾

〆拾三飾

御植木屋

但

御熨斗二筋結ひ御硯蓋ニ載御床江上置

役所ゟ御懸物取扱候

桜之御間御床表

新御席

御植木屋

〆三ヶ所

御熨斗鮑

二飾

飾

御床飾 同断

梅之御間

桜之御間

御着座之上指上候御熨斗一

御手熨斗五手添壱飾

御熨斗鮑

御焼火之間

飾

御手熨斗三手添

4

御前江被為

九半時過御年寄衆一統

名古屋城調査研究センター研究紀要 第2号(2021年)

御庭江案内新御席御植木屋

玉壷亭風信等拝見夫ゟ多春園

61

御意言而直。御次ゟ梅之御間ヹ懸り

召御庭拝見いたし候様

「尾州御留守日記」 文化十四年四月十日条

但

多春園

新御席

玉壷亭 風信

> 同断 同断 同断

被相越御二階二而御酒被下順個網用人

之間江上られ竹之間に石両様之 御礼被申上及言上候

鉢肴 吸物三 硯蓋^{七種}

茶碗盛

同作り身 大平

井

蒸菓子

5 「尾州御留守日記」文政元年二月十五日条

去丑年九月御年寄衆御庭 拝見被 仰付御茶屋尔而御酒等

御用人之儀未拝見不被 被下置候處御側大寄合

仰付候付今日一統拝見被

思召之処今暁ゟ雨天二付御庭

拝見之儀ハ天氣快精次第

可被 仰付今日ハ御茶屋ニー

其段申通し昼後多春園

御酒可被下置与の御事づ付

御二階音案内左之通被下置候

鉢肴 吸物 丼物 硯蓋 七種

> 及言上候 右相済而夫と御礼申上有之 蒸菓子 杉縁高二入

6 「尾州御留守日記」 文政元年三月十八日条

之処左之通申渡候旨江戸 去ル十一日出之定日飛脚今日延着

同役ゟ申越候

當四月詰満之上川崎九兵衛^与谷次郎助

代合可罷登旨

「尾州御留守日記」 文政元年四月十七日条

7

御庭預谷次郎助并右配下之者 旅行今日致上着候旨御庭預 二人去ル八日発足木曽路十日振

申達候付諸達為取扱候

「尾州御留守日記」 文政元年五月二十九日条

御庭御手入御用一付御屋形内土 為堀取候筈御作事奉行江

懸合候事

9 「尾州御留守日記」文政元年六月十一日条

御庭御手入御用一付御屋形 車日と東鉄御門ゟ召合御門 内より土御取寄相成候處右土

内江為曳込候筈"付東鉄御門

右車出入之儀

様致度旨御目付江相達合札 御在國之通札 一通用不指支

且幾日ゟ幾日迠等申境申達候様 枚差出候処今一枚指出候様申来候

内口と車通用之儀茂御作事 申越候付其段相達候附御屋形

奉行江懸合候事

10 「尾州御留守日記」 文政元年六月二十七日

東鉄御門車通行方之儀御側 演説言一申達置候處今日左之通 御用人小瀬新右衛門方立先達而

申越候

追と及示談候東銕御門車

通行之儀御目付江申談

候處右車通行中立番 同心附置答候旨右役相達

候付通行指支無之候仍為

11) 「尾州御留守日記」 文政元年七月十七日条

御承知申入候以上 六月廿七日

左之通小瀬新右衛門ゟ申越候

面所南御庭廣場『御引移

御城御廣敷長局之儀大奥御對

表より申来候付長局早速 右跡御庭 "相成筈之旨江戸

御作事奉行江申談之義其筋江 取拂御場所各江可引渡旨

相達候間猶更右奉行沿御引合

御請取可有之候

筈之旨彼地ゟ申越候間右 江戸表御同役ゟ各江申来 御稽古場御場所替之儀

申来候ハ、御申聞可有之候

12 「尾州御留守日記」 文政元年八月二十五日条

四間程御庭内江囲ひ込相成候付 手狭"付表御臺所前東之方"附 御庭内江御引建之筈候処右御庭 御廣舗長局弐棟共金之御間前 御臺所脇御風呂屋口并筋違口共

開尔て御〆り附候様致度旨御作事 御締明候様致度旨且右口と御作事 奉行ゟ申越候付同心組頭泣申談候 方流請取切。相成同所北之方二枚

13 「尾州御留守日記」文政二年二月六日条

左之通今日申渡候

伊藤弥平

右者壱人ニ而久と致日勤

格別骨折相勤候付被下之

右者局跡新御庭御用御築山

金壱分 正月

谷次郎助

被下之 御用等引請骨折相勤候付

正月

御庭預支配之者

右者御庭御用常と骨折 銀壱両宛 組頭三人

相勤候付被下之

正月

御庭御掃除之者

御植木懸

三人

方等骨折相勤候付被下之 右者御植木御鉢物御手入

正月

銀三匁六歩ツ、 拾六人

御庭御掃除之者

右者人少に候処

御慰御用并御掃除等骨折

相勤候付被下之

正月

「尾州御留守日記」 文政二年三月朔日条

左之通御用人江中達候

去と丑年

御在国中御庭御掃除

人数少二付出人御中間

拾人請取申候付而ハ去寅年

御發駕境不残引揚候筈

之処御留守中御庭御掃除

人数少二相成候而ハ不行届

御留守中引続受取所也 候付右之内五人引揚残五人ハ

御用御庭御掃除為取懸 為御間合申候然処此節御待請

申候付而ハ人数少に而ハ右

御掃除難御間合候間去寅年

御發駕境引揚候出人

御中間五人此節ゟ當

仍之申達候 御在国中引続受取申度候

三月 御小納戸頭取

「尾州御留守日記」 文政二年三月十三日条

15

左之通御用人江中達候 繰合為相勤申候然処去年 頃日出人御中間五人申達 以来御庭御囲込出来御築山 請取御庭御掃除御用向專

手間取甚以手後相成其上 御植込等多御掃除殊之外

追と江戸表ゟ被

御庭向御手入方等之儀ニ付

仰付之儀も相増右御用向

頃日請取申候出人御中間 此節一時二相成申候全躰

* 一繰合為相勤申候 一も御庭

御掃除之者勤向手張候処其上

御待請御用御掃除方難御間 前顕之通手後之場所并

合

三月十三日 御小納戸頭取

仍之申達候

御中間出人三十人請取申度候

御着城御當日迄之内猶又

相見申候付而ハ明後十五日ゟ

16 「尾州御留守日記」文政三年六月二十四日条

左之書付御側大寄合『差出候

仍之根之義申達候 見分之上取計有之候様致度 下御庭之内江御引建"相成筈"付 御馬場御殿畳ご相成居申候右ハ 上御庭御馬場先達而御取毀相成 右御場所等御普請方并御作事方

六月

御小納戸頭取

「尾州御留守日記」 文政三年七月二十三日条

17)

として今日御普請奉行御作事 御引建相成候付右御場所見分 上御庭御馬場今般下御庭之内江

奉行同道并御普請方之輩も 相越候付御門とと出入之断昨日御普請奉行

18 「尾州御留守日記」 文政三年十月二十九日条

引合候旨申越候付承知之趣及返 下御庭之内御馬場御取立二付御入用 取計候積委細之儀者配下向立為 抱候樹木伐採候上二一仕立方為 取懸縱花壇之内御馬場地面二 済之由ニー来月三日ゟ御場所為 調御普請奉行ゟ御側大寄合エ達

其段同心組頭汽為申談候 下等御門とと出入之儀申達候付 但御普請中御普請奉行初配

御小納戸詰役懸江も本文之趣申

19 「尾州御留守日記」文政三年十一月五日条

模通為曳届候由 1 而御普請中 相断候付如例夫と江申談さセ候 両御門出入之儀御普請奉行より 下御庭御馬場御用砂芝等為 但右御庭内通行一付車曳刻等 出来候ハ、入念為取繕候旨申越

其段御庭預江申談候

「尾州御留守日記」 文政四年四月一日条

申談置候處左之通今朝相 御熨斗鮑之儀兼而御賄頭江

其外とも廻し方之儀等筆役ニ而 廻候仍御間向を初御茶屋とと

為取扱候

御三方紙敷

中御座之間 御熨斗鮑二飾

御着座之上差上候御熨斗一飾

六手添相廻ル

御手熨斗七手添 飾

(頭注)

「本文御手熨斗之儀

両家御年寄衆初其

節と御居合候人数

御賄頭手前於いて取訂シ御出勤候人数丈ケ相廻候事 吟味之上御賄頭へ前廣''為進給候事''候處猶又御當日朝''至り

御三方紙敷

御焼火之間 御熨斗鮑一 飾

御手熨斗五手添

「本文御焼火之間

御熨斗鮑之儀

追振役所へ受取候儀も相見候付今般も為進給候処

右御間之儀ハ全表に附

直に御小性へ相渡調之由 候事付御次第前御賄頭ゟ

右頭申聞候付役所江ハ不

桜之御間 但

二筋結ひ

飾

同断

同所下御二畳 飾 同断

同

飾

同断

御張出 司

南御庭御腰掛 飾 同断

御二階

可

飾

御床

御床裏

飾

御三方紙敷

同断

六飾

玉壷亭

同

断

飾

同

断

御庭御数寄屋

同断 飾

同

断

同

同 断

同

断

風信

同 飾

飾

御植木屋

同断

断

同

権現山下新御数寄屋 同

断

飾

同断

霜傑御茶屋 同断 飾

同

断

同断

飾

御湯殿

同断

飾

御舩

但瓶子一 對添御三方共

上御庭御泉水

御舩 御熨斗鮑

飾

二筋結ひ

御三方紙敷

梅之御間 御床飾 御熨斗鮑一

飾

同断 飾

同

多春園

二筋結ひ

67

以上

②「尾州御留守日記」文政四年七月十五日条

御茶事有之筈」付奥坊主組頭明十六日権現山下新御数寄屋於ゐて

但

初江如例申談候

召上り物持運ひ之儀ハ同心ニ為取扱候

右 "付左之輩御庭通用断有之夫と事"付其段をも申談させ候

申談候

大橋七之丞(御台所頭)

御臺所人組頭弐人

御臺人 三人

御賄人 弐人

已上

②「尾州御留守日記」文政四年七月十八日条

於ゐて心得罷在節と不洩様可取計候 召合御門内御庭境御高塀今度 出来之御窓三ヶ所右御窓下 は来之御窓三ヶ所右御窓下 があて心得罷在節と不洩様可取計候

七月常 上海 "差置可申候常、者御稽古場" 差置可申候

②「尾州御留守日記」文政四年七月晦日条

左之通御用人江申達候

出人御中間

六人

受取日と三人ツ、罷出為相勤候様致度日と之難御間合候間當分之内頭書之通之者甚事多相勤候処此節別而御用多にで

申達候

七月

御小納戸頭取

〈頭注〉

「本文達之通

候事(八月七日ゟ請取)

29「尾州御留守日記」文政四年八月六日条

為申渡候付同心組頭≒裁許之儀一 左之趣日雇頭黒鍬頭≒役懸りゟ

申談候

夕御庭

之節者 你付権現山裏并赤松山御越 御廻之節日雇之者引拂候時刻

候得共日雇共立之常と心得申聞薬醫御門辺垣同心罷出及裁許御目障は相成候而ハ不可然候已来御見下し、相成在之者共通行

置

世八月 田田隆 "不相成樣可致候尤新規 個目障 "不相成樣可致候尤新規

《Title》

Remodel of Nagoya Castle Ninomaru Garden during the early nineteenth century, based on "Okonando-nikki"

《Keyword》

Nagoya Castle Ninomaru Garden, Okonando-nikki, Tokugawa Naritomo